

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士吉田市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

富士吉田市長

公表日

令和7年8月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、資格確認書・資格情報のお知らせ・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払 ③オンライン資格確認等システムにおける資格確認 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。
③システムの名称	国民健康保険(税)システム、国民健康保険(資格)システム、国民健康保険(給付)システム、収納消込／滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合(国保集約)システム、医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険税賦課ファイル、国民健康保険資格ファイル、国民健康保険給付ファイル、国民健康保険収納ファイル、口座登録・連携ファイル関係情報、国保情報集約関連情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一項番30,101項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 ○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45,121項 ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】20,25,26条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民生活部 市民課
②所属長の役職名	市民課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部総務課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	データの入力後、再度データを確認する体制が確立されている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	担当者に対する、情報セキュリティ研修及び個人情報保護研修を実施する体制が確立されている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月4日	I－1－③所属長システムの名称	国民健康保険(税)システム、国民健康保険(資格)システム、国民健康保険(給付)システム、収納消込／滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	国民健康保険(税)システム、国民健康保険(資格)システム、国民健康保険(給付)システム、収納消込／滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合(国保集約)システム		
平成29年4月4日	I－5－①部署	市民生活部 市民課	市民生活部 市民課 国民健康保険室		
平成29年4月1日	I－5－②所属長	市民課長 桑原育也	国民健康保険室長 渡辺 亨		
令和1年6月25日	I－3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一項番30 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条		
令和1年6月25日	I－5－②所属長の役職名	国民健康保険室長 渡辺 亨	国民健康保険室長		
令和2年8月31日	I－1－②事務の概要	①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払	①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払 ③オンライン資格確認等システムにおける資格確認		
令和2年8月31日	I－1－③システムの名称	国民健康保険(税)システム、国民健康保険(資格)システム、国民健康保険(給付)システム、収納消込／滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合(国保集約)システム	国民健康保険(税)システム、国民健康保険(資格)システム、国民健康保険(給付)システム、収納消込／滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合(国保集約)システム、医療保険者等向け中間サーバー等		
令和2年8月31日	I－3法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一項番30 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一項番30 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 ○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項		
令和2年8月31日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1.2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,7,8,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】20,25,26条	・番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,7,8,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項 ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】20,25,26条		
令和6年2月19日	I－3法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一項番30 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 ○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一項番30,101項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 ○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項		
令和6年2月19日	I－2特定個人情報ファイル名	国民健康保険税賦課ファイル、国民健康保険資格ファイル、国民健康保険給付ファイル、国民健康保険収納ファイル	国民健康保険税賦課ファイル、国民健康保険資格ファイル、国民健康保険給付ファイル、国民健康保険収納ファイル、口座登録・連携ファイル関係情報、国保情報集約関連情報ファイル		
令和6年2月19日	I－4－②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1.2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,7,8,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項 ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】20,25,26条	・番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,7,8,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45,121項 ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】20,25,26条		
令和6年2月19日	I－5－①部署	市民生活部 市民課 国民健康保険室	市民生活部 市民課		
令和6年2月19日	I－5－②所属長の役職名	国民健康保険室長	市民課長		
令和7年6月20日	I－1－②事務の概要	・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。	・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、資格確認書・資格情報のお知らせ・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。	事後	
令和7年6月20日	IV－8人為的ミスが発生するリスクへの対応は十分か	-	十分である	事後	
令和7年6月20日	IV－8判断の根拠	-	データの入力後、再度データを確認する体制が確立されている。	事後	
令和7年6月20日	IV－11最も優先度が高いと考えられる対策	-	9) 従業員に対する教育・啓発	事後	
令和7年6月20日	IV－11当該対策は十分か【再掲】	-	十分である	事後	
令和7年6月20日	IV－11判断の根拠	-	データの入力後、再度データを確認する体制が確立されている。	事後	